

医療的ケアと共に...

～ひとりひとりの成長を願って～



平塚市

令和6年6月

はじめに

このハンドブックは、日常的に医療的ケアが必要なお子さんと生活を共にするご家族の方が、お困りの時、相談したいことがある時にご活用いただくことを目的として作成しました。

病院を退院し、お家での生活が始まる時、これからどんな支援が必要なのかな？
どんな福祉サービスが受けられるのだろう？・・・

そんな時の相談窓口や利用できる福祉サービス、その利用方法、その連絡先（問い合わせ先）などをまとめてあります。

お子さんにご家族が笑顔で過ごす時間のために、このハンドブックをご活用ください。



平塚市内の子育て情報は、市のホームページや市が発行する子育てガイド「くすくす」に掲載していますのでご覧ください。

※ 平塚市ホームページ <http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp>

もくじ

● 相談できるところ

- ・ 医療的ケア児等コーディネーター . . . 3
- ・ こども家庭課 . . . 5
- ・ 健康課 . . . 6
- ・ 障がい福祉課 . . . 7
- ・ 神奈川県平塚児童相談所 . . . 7
- ・ 神奈川県平塚保健福祉事務所 . . . 7
- ・ 神奈川県総合療育相談センター . . . 8

● 手帳・制度・手当について

- ・ 身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者
保健福祉手帳 . . . 9
- ・ 自立支援医療（育成医療）給付/小児慢性
特定疾病医療費助成制度/重度障害者医療費
助成制度/自立支援医療/平塚市心身障害者
福祉手当/障害児福祉手当
障害者医療費助成制度 . . . 10
- ・ 児童扶養手当/特別児童扶養手当/児童手当 . . . 14

● 学校について

- ・ 子ども教育相談センター . . . 16
- ・ 神奈川県立総合教育センター . . . 16
- ・ 神奈川県立特別支援学校 . . . 17

● サービスについて

- ・ 児童発達支援 . . . 19
- ・ 放課後等デイサービス . . . 19
- ・ 相談支援 . . . 20
- ・ 通所以外の福祉サービス . . . 20
- ・ 在宅レスパイト事業・ケア付き通学支援事業 . . . 21

● 家族会などについて . . . 22

● もっと知りたい医療的ケア児の生活 . . . 26

● こんな時どうしたらいいの Q&A . . . 30



●相談できるところ

平塚市医療的ケア児等コーディネーターに ご相談ください！

どんな人の相談を受けるの？

医療的ケアが必要なお子様や重症心身障害の認定を受けているお子様と
そのご家族が対象です。

医療的ケア児等コーディネーターの役割は？

障害福祉サービスなどの制度に関する情報提供、医療・保健・
福祉・教育・保育など相談内容に応じた関係機関のご紹介、関係
機関との情報共有など、必要な支援を行います。



どこに相談
したらよいか
わからない



今後の成長
発達が心配

きょうだいとの
子育てが心配

どのような福祉
制度や支援が
あるか知りたい

※相談の流れは裏面をご覧ください。

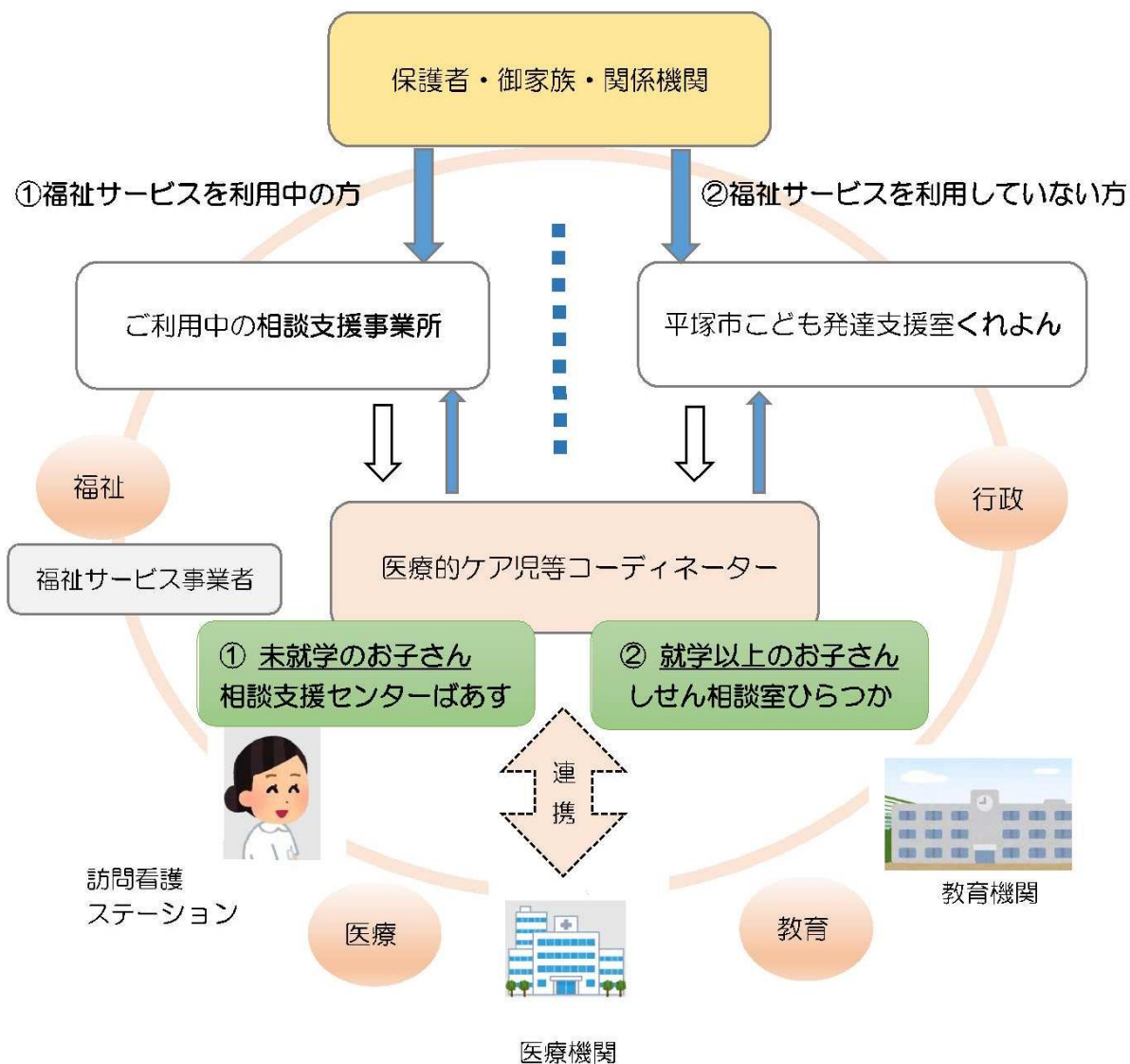
●医療的ケア児等コーディネーターの配置場所●

- 未就学のお子さん …特定非営利活動法人よろずやたきの会 相談支援センターばあす
(電話 0463-72-8327)
- 就学以上のお子さん …社会福祉法人至泉会 しせん相談室ひらつか
(電話 0463-37-1776)

※すくすくばあす（看護師）は、医療面等について他のコーディネーターと連携を図り支援します。

相談の流れ

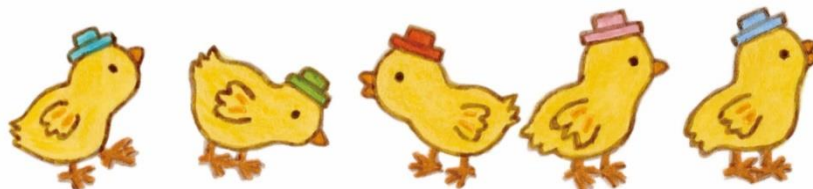
関係機関と協力し、課題解決に向け、支援ネットワークの構築を図ります。



※ご家族から直接コーディネーターにご相談いただくこともできます。

【平塚市医療的ケア児等コーディネーター配置事業についての問い合わせ】

平塚市こども家庭課 こども発達支援室くれよん（電話：0463-32-2738）



こども家庭課

◆こども発達支援室くれよん

☎32-2738

発達にご心配があるお子さんの相談をお受けし、保護者の方と一緒によりよい方法を考えていきます。

個別相談

お子さんの様子を見ながら、保護者の方とお話しをする形で行います。必要に応じて、専門相談（臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士）も実施しています。相談を希望する場合は、お電話でご予約ください。

＜相談日時＞ 月～金 10:00～15:00

＜対 象＞ 未就学のお子さんご家族

小学生以上の福祉サービス利用に関する相談も行っています。

就学移行支援・継続支援

特別な配慮や支援を必要とする児童・生徒がスムーズに学校生活を過ごせるよう、子ども教育相談センターと連携して、入学前に情報共有する就学移行支援、その後の経過を追う継続支援を行います。

18歳未満の福祉に関するサービスの相談・申請

児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援、移動支援、短期入所、居宅介護などの福祉サービスに関する相談及び申請をお受けいたします。

◆こども総合相談

☎21-9843

お子さんや家庭に関する相談を社会福祉士や家庭児童相談員が電話や窓口でうかがいます。

＜時間＞ 平日 8:30～17:00

◆母子父子相談

☎21-9843

母子家庭の母親や父子家庭の父親に対し、自立のための相談をお受けしています。あらかじめ電話での予約をお願いします。

＜時間＞ 平日 10:15～17:00

◆こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれたすべてのご家庭を助産師、保健師、看護師が訪問します。育児や産後の体と心についての悩みや不安などをご相談ください。

◆乳幼児健康診査

名称		対象年月齢	個別通知	持ち物
個別健診	4か月児健康診査	生後4か月になった日から 5か月になる前日まで	×	母子手帳、健康保険証
	8～10か月児 健康診査	生後8か月になった日から 11か月になる前日まで	×	母子手帳、健康保険証
集団健診	1歳6か月児 健康診査	1歳7か月になる月	○	母子手帳、健診票 バスタオル、歯ブラシ
	2歳児歯科 健康診査	2歳1か月～2歳6か月	×	母子手帳、健診票 バスタオル、歯ブラシ
	3歳児健康診査	3歳2か月になる月	○	母子手帳、健診票 バスタオル、歯ブラシ 尿、視力、聴力調査票

◆育児教室

お子さんの節目にあわせて「離乳食教室・幼児食教室」と「歯みがき教室」を実施しています。どちらも予約制となっています。日程をご確認のうえ、お申込みください。

◆育児相談

就学前までのお子さんを対象に、発育・発達や育児に関する相談を各専門職（保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士）がお受けしています。

【来所相談】 毎月2回（予約制） 身長・体重計測有

【電話相談】 月曜日から金曜日（祝祭日を除く）

午前8:30～午後5:00受付

【オンライン育児相談】 毎週水曜日 午前中（予約制）



障がい福祉課

☎21-8774

障がい福祉課では、18歳以降の障がい者手帳の交付申請や医療費助成制度の利用申請、介護給付・訓練等給付の支給申請、補装具の申請など、障がい者福祉に関する申請手続の受付及び相談窓口を行っています。

神奈川県平塚児童相談所

☎73-6888

平塚市中原 3-1-6

◆18歳未満の子どもに関する相談

子育ての心配や不安、ことばや発達の遅れ、不登校や非行の心配、家庭で育てられない、虐待されている、虐待してしまいそうなどの相談をお受けしています。

また、里親になることの相談もお受けしています。

※児童相談所への来所相談のほかに、電話による相談もありますので、お気軽にお電話してください。

◆電話相談専用回線

○子ども・家庭 110番

☎0466-84-7000

受付時間 9:00~20:00

○人権子どもホットライン

☎0466-84-1616

受付時間 9:00~20:00

○児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちはやく)



神奈川県平塚保健福祉事務所

☎32-0130

小児慢性特定疾病などのあるお子さんの育児に関する相談をお受けしています。個別相談や、訪問、各種事業を行っています。

- ・健康相談
- ・口腔ケア相談や歯科検診
- ・お子さんの食べ方・飲み方相談
- ・栄養相談
- ・医療的ケアや慢性疾患のあるお子さんと保護者の方の交流会



- ・小児慢性特定疾病講演会

◆小児医療援護制度（子どもの医療費などの助成）

医療費が助成される場合があります。

- ・小児慢性特定疾病医療費助成制度
- ・療育医療給付

受付時間 平日8:30～17:15

神奈川県立総合療育相談センター

☎0466-84-5700

◆発達や障がいが心配されるお子さんを支援します

医療・福祉の専門スタッフがチームで診察、心理検査、機能訓練、相談などの役割を担い、発達の支援と保護者の方の支援を行います。（検査・機能訓練などについては、医師が必要と判断した時のみの実施となります。）

- ・まずは、下記のお問い合わせ先（外来受付）までご連絡ください。

外来受付直通 ☎0466-99-8711

- ・療育のことで気になることがありましたらご相談ください。

療育課直通 ☎0466-99-0211

交通案内：JR「藤沢駅」北口8番バス乗り場（ビックカメラ前）より

神奈中バス藤51系統または藤58系統で「俣野原」下車 他



手 帳

身体障害者手帳

☎21-8774

- ◆ 内 容 身体に障がいのある方に、各種の福祉サービスの提供を行うために必要な手帳です。障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。
- ◆ 手 続 申請には、身体障害者診断書・意見書、写真（たて4㌘×よこ3㌘）などが必要です。事前にご連絡ください。
- ◆ 窓 口 障がい福祉課

療育手帳

☎32-2738

- ◆ 内 容 児童相談所または総合療育相談センターで知的障がいと判定された方に、各種の福祉サービスの提供を行うために必要な手帳です。障がいの程度によってA1からB2に区分されます。
- ◆ 手 続 申請には、写真（たて4㌘×よこ3㌘）などが必要です。事前にご連絡ください。
- ◆ 窓 口 こども家庭課 こども発達支援担当



精神障害者保健福祉手帳

☎21-8774

- ◆ 内 容 一定の精神障がいの状態にあると認定された方に手帳を交付し、さまざまなサービスを提供することにより、自立と社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的としています。障がいの程度によって1級から3級までに区分されます。2年ごとに更新の手続きが必要になります。
- ◆ 手 続 申請には、診断書、写真（たて4センチ×よこ3センチ）などが必要です。事前にご連絡ください。
- ◆ 窓 口 障がい福祉課



助成制度及び手当

自立支援医療（育成医療）給付

☎ 21-8774

- ◆ 内 容 そのまま放置すると将来身体に障がいを残すと認められる児童が指定された医療機関で、その障がいを除去又は軽減するための治療を受ける際、確実に治療効果が期待できるものに対し、治療した医療費の一部を助成します。ただし、保護者の所得が一定以上の場合は対象外になることがあります。
 自己負担は原則として医療費の1割です。また、世帯の所得状況などに応じて、ひと月当たりの自己負担に上限が定められています。
- ◆ 手 続 申請には、申請書、世帯状況届及び同意書、意見書、健康保険証などが必要です。
 事前にご連絡ください。
- ◆ 窓 口 障がい福祉課

小児慢性特定疾病医療費助成制度

☎ 32-0130

- ◆ 内 容 小児の慢性疾病のうち、国が指定した疾病にかかっているお子さんの医療にかかる費用の一部を助成する制度です。
 家族の収入状況に応じて、ひと月あたり自己負担額が定められています。
- ◆ 対象疾患 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患の16疾患群（なお、対象基準を満たさない場合は、医療給付の対象外となります。）
- ◆ 手 続 申請には、申請書、意見書、同意書、健康保険証のコピー、市町村住民税（非）課税証明書、個人番号（マイナンバー）及び身元確認書類などが必要です。事前に電話で確認してください。
- ◆ 窓 口 平塚保健福祉事務所

重度障害者医療費助成制度

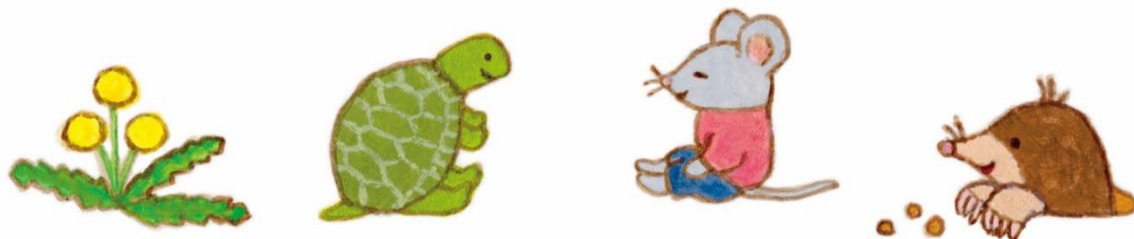
☎ 21-8774

- ◆ 内 容 保険診療の自己負担分（ただし、高額療養費限度額の範囲に限る。）を助成します。一部対象外の費用があります。
- ◆ 対象者 身体障害者手帳1級から3級の方、知能指数40以下の方、身体障害者手帳4級かつ知能指数50以下の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方。
- ◆ 手 続 申請には、申請書、健康保険証、障害者手帳、通帳などが必要です。事前にご連絡ください。
- ◆ 窓 口 障がい福祉課

自立支援医療（精神通院）給付

☎ 21-8774

- ◆ 内 容 精神疾患で通院されている方が安定して治療を受けることができるように、医療費の一部を公費負担し、医療機関の窓口で支払う自己負担が軽減される制度です。市役所で申請を受け付けたあと、神奈川県精神保健福祉センターが支給認定を行います。承認されると自立支援医療受給者証が交付され、市役所障がい福祉課からご本人宛（18歳未満の場合保護者宛）に送付いたします。なお、入院医療費は対象外です。
自己負担は原則として医療費の1割です。また、世帯の所得の状況などに応じて、ひと月あたりの自己負担に上限額が定められています。
- ◆ 手 続 申請には、申請書、自立支援医療診断書、健康保険証などが必要です。
事前にご相談ください。
- ◆ 窓 口 障がい福祉課



補装具費の支給

☎ 21-8774

補装具とは、身体に障がいのある方の不自由な部位を直接的に補い、日常生活の可動範囲を広げ、能率向上を図るための各種用具のことです。

- ◆ 対 象 身体障害者手帳または難病の医療受給者証をお持ちの方
- ◆ 内 容 補装具の作製、修理又は借受けにかかる費用から利用者負担額を除いた額を、補装具費として支給します。
補装具の種目によって、対象となる障がい及び程度が異なります。
また、世帯の所得の状況などに応じて、制度の対象外となる場合があります。
- ◆ 手 続 購入及び修理後の助成はできません。医師の診断が必要な場合もありますので、窓口で事前にご相談ください。
- ◆ 窓 口 障がい福祉課

平塚市心身障害者福祉手当

☎ 21-8774

- ◆ 内 容 対象の障がいのある方に、申請のあった月から手当を支給します。
ただし、施設などに入所している方は、対象外となります。

<対象者> ・1級、2級、3級の身体障害者手帳を持っている方
・1級、2級の精神障害者福祉手帳を持っている方
・知能指数 50 以下の方

<金 額> 月額 3,000 円

- ◆ 手 続 事前にご連絡ください。
- ◆ 窓 口 障がい福祉課



◆ 内 容 日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある 20 歳未満の方を対象に手当を支給します。

※所得制限があります。

◆対象者 別表(1)の障がいがあるか、それと同等以上の状態の方
※障がいの程度について、審査があります。

別表(1)

- ① 両目の視力の和が0.02以下のもの ※①
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- ④ 両上肢の全ての指を欠くもの
- ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
- ⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの
- ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑨ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ※②
- ⑩ 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※① 視力の測定は万国式試視力表又はそれと同一の原理に基づく試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては矯正視力によって判断します

※② 知的障がいのある児童(おおむね知能指数20以下)も含まれます。

◆ 支給額 月額 15,690円(5月、8月、11月、2月に支給)
(手当額は改正される場合があります。)

◆ 手 続 事前にご連絡ください。

◆ 窓 口 障がい福祉課



児童扶養手当

☎ 21-9844

◆ 内 容

ひとり親を対象とした制度です。
 父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、もしくは、父または母が重度の障がいを持っている児童について、その児童（18歳到達後最初の3月31日まで）を監護しているひとり親家庭の父または母（もしくは養育者）に支給される手当です。

※所得制限があります。

◆ 支給額

※令和6年4月分時点（手当額は改正される場合があります。）

	全額受給の場合	一部受給の場合
児童1人の場合	月額45,500円	月額45,490円～10,740円までの10円きざみの額
児童2人の場合	加算額10,750円	加算額10,740円～5,380円までの10円きざみの額
3人以上の場合	1人あたりの加算額6,450円	一人あたりの加算額6,440円～3,230円までの10円きざみの額

◆ 窓 口

こども家庭課 児童手当・医療担当

特別児童扶養手当

☎ 21-9844

◆ 内 容

政令で定める程度以上の知的障がいや身体障がいなど（内部障がいを含む）をお持ちの児童（20歳未満）を監護している父または母（もしくは養育者）に支給される手当です。ただし、児童が障害年金を受けている場合や施設に入所しているときは受給できません。 ※所得制限があります。

◆ 支給額

重度障害児 児童1人につき月額55,350円
 中度障害児 児童1人につき月額36,860円

◆ 窓 口

こども家庭課 児童手当・医療担当



- ◆ 内 容 次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的に、中学校修了前まで（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を監護している父又は母（もしくは養育者）に支給される手当です。申請をした翌月分から支給されます。
- ※公務員の方は勤務先に申請してください。

◆ 支給額

児童の年齢	児童手当の額（一人当たり）
3歳未満	月額 15,000 円
3歳以上～小学校修了前（第1子・第2子）	月額 10,000 円
3歳以上～小学校修了前（第3子以降）	月額 15,000 円
中学生	月額 10,000 円
所得制限限度額以上所得上限限度額未満	児童一人につき月額 5,000 円

- ◆ 窓 口 こども家庭課 児童手当・医療担当



●学校について

平塚市子ども教育相談センター

☎ 36-6013

◆教育相談

学校生活や子育ての心配や不安について相談をお受けいたします。子どもとその家族、学校の先生に対して、様々な問題を共に考え、子どもが健全な成長をとげられるように助言、援助します。

来所相談： 平日 10:00～17:00

※事前に電話でお申し込みください。

電話相談： 平日 9:00～17:00

◆就学相談

☎ 36-6012

教育的配慮を必要としているお子さんの教育について、発達段階、適性などに応じ、その個性を伸ばし能力が発揮できる教育環境や支援についての相談をお受けいたします。

神奈川県立総合教育センター

☎ 0466-81-0188

心理士、言語聴覚士、医師などの多様な専門職を活用し、幼児から18歳くらいまでの子どもの教育に関して、不登校やいじめなどの学校生活に係わる相談や、支援を必要とする児童・生徒に関する養育、進路に関する相談などを行っています。

◆来所による相談（要予約）

来所相談 月～金曜日 8:30～17:15（祝休日 12月29日～1月3日を除く）

※問い合わせ先（0466）81-8521

◆電話による相談

・総合教育相談 (0466) 81-0185

・不登校ほっとライン (0466) 81-0185

・発達教育相談 (0466) 84-2210

<受付時間> 毎日 8:30～16:45（12月29日～1月3日を除く）

・24時間子どもSOSダイヤル (0120)-0-78310 又は(0466) 81-8111

<受付時間> 24時間、365日受付



◆Eメールによる相談

問い合わせフォーム

<https://www.pen-kanagawa.ed/edu-ctr/soudan/email.html>

県立特別支援学校

県立特別支援学校では、就学前から小・中・高のお子さんまで、特別支援学校内外の資源を生かして、困っている本人や周りの方々の相談を、専任教員がお受けしています。

- 平塚支援学校 … 電話相談、来校相談、巡回相談
- 湘南支援学校 … 電話相談、来校相談、巡回相談
- 平塚盲学校 … 電話相談、来校相談
- 平塚ろう学校 … 電話相談、来校相談



学校名	部別	所在地
平塚支援学校	小・中・高・訪問(肢体不自由) 小・中・高(知的)	平塚市寺田縄 590 ☎58-0456
湘南支援学校	小・中・高(知的)	平塚市御殿 4-14-1 ☎34-7212
平塚盲学校	幼・小・中・高(視覚)	平塚市追分 10-1 ☎31-0948
平塚ろう学校	幼・小・中・高(聴覚)	平塚市大原 2-1 ☎32-0129

※特別支援学校をご希望される方は、就学相談にお越しください。



● サービスについて

サービスを利用するまでの流れ

サービスを利用するためには、申請手続きが必要です

① 相談

くれよん、または医療的ケア児等コーディネーターにご相談ください。
通所サービスを利用する場合には、下記の流れに沿って、手続きを進めていきます。



② 事業所の選択

通いたい事業所を選びます。(利用するサービスによっては、お子様と一緒に事業所の見学をしていただくことがあります。)



③ 計画案作成

相談支援事業所を決め、お子様にあった利用計画案を作成してもらいます。



④ 申請・審査

くれよんにて申請手続きを行います。※申請には、事前予約が必要です。
各種申請書のご提出の他、お子様の心身状況や生活状況などについて、聞き取りを行います。



⑤ 決定・通知

各種申請書の内容やお子さんの状況、家庭環境、世帯所得などをもとにサービス支給量を決定し、「通所受給者証」を交付します。



⑥ 事業所と契約

通所受給者証を各事業所に提示し、サービスの利用契約を行います。



⑦ サービスの利用開始

通所受給者証や支援利用計画に沿って、サービスの利用を開始します。

通所サービス

児童発達支援事業所

小学校入学前の子どもを対象として、日常生活における基本的な動作、知識、技能の習得、集団生活への適応訓練を行います。「児童発達支援センター」「児童発達支援事業」の2つに分かれます。

こども発達支援室の相談の過程で、利用のご案内をさせていただきます。

◆児童発達支援センター

事業所名	所在地	電話番号
アグネス園	追分 9-47	79-6761

◆医療的ケア児受け入れ児童発達支援事業所一覧

事業所名	所在地	電話番号
こども通園センターさくらぐみ	達上ヶ丘 14-2	36-4639
One step smile 徳延教室	徳延 753-3-201	72-7688

放課後等デイサービス

小中高校生を対象として、放課後や夏休み・冬休みなどお休みの日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などを行います。

利用を希望の方は、こども発達支援室くれよん(32-2738)までお問い合わせください。

◆医療的ケア児受け入れ放課後等デイサービス

事業所名	所在地	電話番号
こども通園センター すくすくばあす	徳延 590-1	71-6167
放課後等デイ スプラウト	北豊田 510-3	32-6959
One step smile 徳延教室	徳延 753-3-201	72-7688
放課後デイ Granny 平塚 (利用には、重症心身障がいの判定が必要です)	徳延 657-1 岩崎コーポテラスⅡ102	67-8033

相談支援

障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

まずは、医療的ケア児等コーディネーターにご相談ください。

通所以外の福祉サービス

以下のサービスの対象となるお子さん

- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- ☐ 自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方
- ☐ 児童相談所の判定証明書又は医師の診断書をお持ちの方
- ☐ 特定医療費（指定難病）受給者証や診断書により難病について確認できる方

◆居宅介護

自宅で、入浴・排せつ・食事の介助などを行うサービスです。

◆短期入所

自宅で介護する人が病気の場合など、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排泄、食事の介護などを行うサービスです。



医療的ケアがあるお子さんが利用できるサービス

◆医療的ケア児在宅レスパイト事業

医療的ケア児が生活する自宅に看護師が訪問し、ケアや見守りなどを行います。その間は、ご家族の休息時間が確保できたり、きょうだい児の行事や習い事の付き添いに行くこともできます。

利用したい場合は、ニーズなどの聞き取りを行うので、医療的ケア児等コーディネーターもしくは、平塚市こども発達支援室くれよんまでご連絡ください。

お聞きしたニーズをもとに、市職員が看護師を派遣する事業所と調整を行います。

- 利用時間 1年度あたり最大48時間を上限
- 自己負担 自己負担は、ありません。
(利用する事業所によって登録料などがかかる場合があります。)
- 連絡先 平塚市こども発達支援室くれよん(32-2738)

◆ケア付き通学支援事業

医療的ケアが必要なため、スクールバスに乗車することが難しいなどの理由で、ご家族が学校へ送迎をして通学している医療的ケア児を対象に、登校時または下校時に、ご家族に代わって、事業所の看護師を派遣し、必要な医療的ケアを行いながら、送迎を行います。

利用したい場合は、ニーズなどの聞き取りを行うので、医療的ケア児等コーディネーターもしくは、平塚市こども発達支援室くれよんまでご連絡ください。

- 利用回数 1日につき1回、月4回を限度
- 自己負担 原則、自己負担はありません。
(利用する事業所によって、登録料などがかかる場合があります。)
- 連絡先 平塚市こども発達支援室くれよん(32-2738)



平塚市手をつなぐ育成会

☎ 33-5977

◆種 類 知的障がい児者本人、家族、支援者の会

◆連絡先 鈴木 亜紀子

◆活動内容

①会員相互の交流と親睦

- ・バス旅行
- ・親睦会や季節の行事イベント

②福祉の充実に向けての運動と活動

- ・(一社)全国手をつなぐ育成会連合会・神奈川県手をつなぐ育成会と連携
- ・「手をつなぐ」機関紙頒布
- ・行政などへの要望
- ・福祉相談、勉強会、研修会
- ・関係機関・他団体との情報交換・交流

③活動を支える制作・販売活動

- ・手作り品を福祉ショップなどで販売
- ・お茶、麺類、リサイクル品などの販売

④障がい福祉相談員による相談

- ・平塚市から委嘱されている相談員です。

⑤啓発活動

- ・会報「育成会かわら版」を発行
- ・会報や研修の案内などを支援学校、支援級、関係機関などに配布
- ・「障がい者の日」キャンペーンなどのイベントに参加

会費：年会費 4,800 円



- ◆種 類 ダウン症を持つ子と親の会
- ◆連絡先 中川 陽子
- ◆ホームページ <http://pcapc.jimdofree.com>
- ◆活動内容 ① 茶話会
 ② レクリエーション
 ③ 会報の発行
 ④ 勉強会
 ⑤ バザー
- ◆会費 年会費 1,000 円

※会に入らなくてもけっこうですので、遊びに来てください。



- ◆種 類 自閉スペクトラム症児・者をお子さんに持つ親の会
- ◆連絡先 雨宮 恵子
- ◆活動内容 ① 情報交換：茶話会、勉強会、施設見学
 ② 親睦：ランチ、レクリエーション、交流会など
 ③ 有志による活動：福祉ショップ運営（軽食）、啓発活動「広め隊」

※役員負担を減らし、皆が楽しく活動できるよう、改善してきました。

「困った」時には頼りになる会でありたいです。どうぞ遊びにいらしてください。

※神奈川県自閉症協会 HP に各地区へのメールリンクが載っています。



- ◆種 類 精神障害を持つ方の家族の会
◆連 絡 先 谷田川 靖子

◆活動内容

- ① 勉強会（精神障害について・服用薬について・対応についてなど）
- ② 体験交流会
- ③ サロンあゆみ 自由な歓談の場（毎月1回）
- ④ 福祉相談員による相談
- ⑤ 施設見学・バス旅行
- ⑥ 会報発行 など

- ◆会費 年会費 3,000 円



- ◆種 類 聴覚障害児・ろう重複児親の会
◆連 絡 先 小島 裕子

◆活動内容

- ① 茶話会
- ② 他校間、保護者などの交流イベント開催
- ③ 勉強会や講師を招いての講演会など
- ④ 家族への支援
- ⑤ 情報発信（ブログや Facebook など）

※当親の会は会員制ではありません。

自由参加の親の会です。また、聴者・ろう者は問いません。詳細は、下記SNSを確認ください。

<http://blog.shonandeaf-aop.sub.jp/>

Facebook:湘南聴覚障害児親の会

Twitter:@Shonan_deaf_aop



かながわ県医療的ケア児者家族会

☎/FAX くれよんへお問い合わせください

- ◆種 類 医療的ケア児者家族会
- ◆連 絡 先 小山 陽子
- ◆活動内容
 - ① 情報交換会
 - ② 勉強会・ピアサポート交流会
 - ③ おしゃべり会
 - ④ 情報発信 (Instagram など)

※入会せずに、相談するだけ、グループ Line に入って情報を得る、おしゃべり会に参加する…こともできます。
必要な時に、お気軽にお問い合わせください。



平塚きょうだい児支援の会～ワッフル～

☎/FAXくれよんへお問い合わせください

- ◆種 類 きょうだい児支援
- ◆連 絡 先 濱崎 幸枝
- ◆活動内容
 - ①親子イベント
 - ②勉強会
 - ③集い
 - ④情報発信 (facebook・Instagram・twitter など)

※問い合わせ先 kyoudaijishien.waffle@gmail.com
Twitter…@waffle0718
Instagram…@kyoudaijishien.waffle
Facebook…facebook.com/2020718



●もっと知りたい医療的ケア児の生活

生活の様子 退院直後 1日の流れ

★ケアに慣れて生活のペースができてきます★

先天性ミオパチーの女の子です。39週2460gで生まれました。
呼吸不良ですぐにNICUに搬送されました。2か月ほど入院していましたが、
口からミルクが全く飲めず、胃管からの経管栄養で退院することになりました。
4歳上のお兄ちゃんとパパ、ママの4人家族です。

じかん	本人(0歳)	家族(父・母・兄)
6:00	注入①	母起床、朝食準備
7:00		父・兄起床、朝食、登園(父送り)父出勤
8:00	注入② 起床、テレビなど	
↓		
11:00	授乳・注入③	当時はシリンジなどの消毒が大変でした。 主治医に「ママが楽なように…」と言われていたので、1歳頃からは消毒をやめ、 台所用洗剤で洗うだけにしました。
12:00		
13:00	授乳・注入④	
14:00		
15:00	授乳・注入⑤	
16:00		
17:00	外出(兄の迎え)	母外出(兄の迎え)
18:00	注入⑥	母夕食準備
19:00	注入⑦	母・兄夕食
20:00	入浴	母・兄入浴
21:00	注入⑧・就寝	父帰宅
22:00		
23:00	注入⑨	
24:00		母就寝

●この時期は・・・

生活のペースが整ってきたころ、今後の生活スタイルを考え、今後地域で安心して生活していくために、医療的ケア児等コーディネーターや訪問看護など、様々なことを相談できる人とつながりを持てるとよいかもしれません。

生活の様子 幼児期 1週間の流れ

★療育など、家族以外と接する機会が増えます★

38週2480g で生まれた女の子です。出産後のトラブルで、低酸素状態になり、脳に後遺症が残りました。食事は胃ろうから注入しています。（昼と夜はペースト注入）ペースト注入を始めてから体重の増えが良くなり、活動的になりました。

ママから離れて、週3回、児童発達支援事業所に通っています。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
6:00							
7:00	起床・更衣・朝基本ケア（注入・投薬）						
8:00							
9:00							
10:00	訪問看護 入浴	児童発達 支援 事業所	訪問看護 入浴	児童発達 支援 事業所	児童発達 支援 事業所		
11:00	注入		注入			注入	注入
12:00							
13:00			訪問診療 （隔週）				
14:00							
15:00	注入						
16:00	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護 入浴		
17:00							
18:00							
19:00	注入						
20:00	更衣・就寝・夜基本ケア（口腔ケア・浣腸・投薬）						
21:00							
22:00							
23:00	注入						

●わたしはこうだったよ！ 託児について

ファミリーサポートや保育園の一時保育などは、医療的ケアに対応していないことが多いです。しかし、児童発達支援事業所には、医療的ケアが可能で、こどもを預けられるところもあるので、自分の時間を作ることができました。

生活の様子 学齢期 1週間の流れ

★小学校の生活が始まります★

40週3250g 自然分娩で元気に生まれた男の子です。生後2時間で心肺停止、無酸素性脳損傷となりました。重症心身障害の状態です。胃食道逆流があり、誤嚥性肺炎を繰り返し、常時酸素、経鼻エアウェイ使用、2歳を過ぎ、胃ろうを造設しました。夜間と体調不良時にバイパップを使っています。吸引は通常でも1日30回くらい。体調が悪いと5分間隔になることもあります。特別支援学校小学部に通学しています。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
6:00							
7:00	起床・更衣・朝基本ケア(注入① 栄養・投薬)						
8:00							
9:00	【神奈川県立特別支援学校】						
10:00	注入② 栄養					注入② 栄養	
11:00							
12:00	注入③ 栄養					注入③ 栄養	
13:00							
14:00							
15:00		【放課後等デイサービス】 入浴					
16:00	訪問入浴				訪問入浴		
17:00							
18:00	注入④ 栄養						
19:00							
20:00	更衣・就寝・夜基本ケア(口腔ケア・投薬)						
21:00							
22:00							
23:00							

●わたしはこうだったよ！ 外出時の医療的ケアについて

外出先でも注入できるように、S字フックを持ち歩くようにしています。

シリンジやカテーテルなど、ケアに必要で購入が難しいものは、常に車に載せて、使ったら補充するようにしています。

☆平塚市には心強い応援団がたくさんいます!!どんどん活用してください☆



●こんなときどうしたらいいの…

Q. 自宅で生活を送る中で、困った時の相談はどこにすればよいですか？

A. 相談内容に合わせて、平塚市役所各課にお問い合わせください。
また、平塚市では医療的ケア児等コーディネーターを配置しています。
保健、医療、福祉、子育て、教育など必要なサービスを総合的に調整し、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担っていただいています。3ページのチラシを参考に、ぜひご相談ください。

Q. 障害者手帳を取得することにより、どのようなサービスが受けられるの？

A. 障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼び方です。10ページ以降の「助成制度及び手当」についてを参考になさってください。

Q. 障がいのあるお子さんを育てている、他の家族と知り合う方法がありますか？

A. 先輩医療的ケア児のご家族との出会いや、つどいなどを通して子育てに向き合っていらっしゃる方と知り合う機会もあるかと思います。22ページ以降でご紹介している親の会、団体などに問い合わせてみるのはいかがでしょうか。





医療的ケア児ハンドブック

発行 平塚市こども家庭課
こども発達支援室くれよん
〒254-0047
平塚市追分1番43号
0463-32-2738

イラスト 西野 沙織

発行日 令和6年6月